

人権啓発イメージソングを活用した「多様なきっかけづくり」開催業務 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の趣旨・目的

人権が尊重され誰もが自分らしく生きることのできる社会を実現するため、京都府人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」や人権啓発サブソング「えがおのおくりもの」などのコンテンツ（以下「人権啓発イメージソング等」という。）を有効に活用した事業を実施することを通じ、府民が人権について気づき、主体的に考えるきっかけとなる多様な機会をつくることを目的とする。

2 業務概要

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| (1) 業 務 名 | 人権啓発イメージソングを活用した「多様なきっかけづくり」開催業務 |
| (2) 業 務 内 容 | 別添「業務仕様書」のとおり |
| (3) 契 約 期 間 | 契約日から令和8年3月31日まで |
| (4) 委託上限額 | 6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。） |

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府文化生活部人権啓発推進室

電話 075-414-4271 FAX 075-414-4268

メールアドレス jinken@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間

令和7年4月4日（金）～5月7日（水）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

上記（1）の担当部署で配布するほか、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」（<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>）からダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和7年5月8日（木）正午まで

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：（1）に同じ。

受付時間は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（最終日を除く）とする。

ウ 提出方法：持参により提出すること。

5 事前説明会

(1) 開催日時：令和7年4月15日（火）午前10時～（1時間程度の予定）

※申込み不要

(2) 開催場所：京都府庁旧本館2階 文化生活部会議室

6 質疑・回答

(1) 受付期間：令和7年4月15日（火）～令和7年4月22日（火）午後5時まで（必着）

(2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、4（1）に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「人権啓発イメージソングを活用した「多様なきっかけづくり」開催業務に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：令和7年4月28日（月）

(5) 回答方法：質問への回答は京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」

（<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>）に掲示し、個別には回答しない。

7 応募書類

(1) 提出書類

別紙1「企画提案応募提出書類一覧」のとおり。

(2) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 評価方法等

(1) 評価基準

別紙2「企画提案の評価基準」のとおり。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合

エ 府の示す仕様を満たさない提案を行った場合

オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

カ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表するとともに、人権啓発推進室において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点
 - ※(1) 以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※参加者が2者の場合、選定されなかった参加者の得点は公表しない。
- (3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

10 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、原則として精算払いとする。ただし、受託者より前金払いの請求があった場合は、人件費相当分の範囲であれば前金払ができるものとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザル手続を中止することがある。

別紙 1

人権啓発イメージソングを活用した「多様なきっかけづくり」業務委託

企画提案応募提出書類一覧

提出書類名		内容、記載を要する事項等	提出部数
1	参加表明書	様式 1 により作成すること。	1 部
2	企画提案書	以下の各点について記載すること（様式任意）。 （1） 本業務に対する提案者の考え方（取組方針） （2） 受託者企画・提案業務 （3） 実施体制（府指定業務の体制含む） （4） 業務実績 （5） その他	7 部
3	価格提案書（見積書）	企画経費、会場経費、運営経費、イベント経費、広報経費等の経費内訳及び消費税額を明記すること。	1 部
4	提案事業者概要①	（1） 事業者の概要資料（パンフレット等） ※既存のもので可 （2） 使用印鑑届	7 部
5	提案事業者概要②	法人・任意団体の別により以下の書類 （1） 法人の場合 ・ 法人登記簿謄本 ・ 法人定款 ※発行日から 3 ヶ月以内のもの。コピー可。 （2） 任意団体の場合 ア 団体の規約 イ 役員一覧	各 1 部
6	提案事業者概要③ （「府内企業」の評価項目で「上記以外で府内在住者を雇用」の 2 点の評価を希望する場合のみ）	雇用する府内在住者（新規・継続ともに、派遣、アルバイト等含む、予定含む）の内容を記載すること（様式任意）。 なお、事業遂行後に実績報告を求める。（評価内容に影響を及ぼす変更は認めない。）	1 部
7	納税証明書類	（1） 京都府税の滞納がないことの証明 （2） 消費税及び地方消費税の納税証明 ※証明書は発行日から 3 ヶ月以内のもの。コピー可。	各 1 部
8	共同企業体関係書類 （共同企業体で参加する場合のみ）	（1） 共同企業体届出書 （2） 共同企業体協定書 （3） 委任状	各 1 部

（注）あて名を記載する場合は、すべて「京都府知事」と記載すること。